

2021.4.8

第1回副首都推進本部（大阪府市）会議

資料3

事務委託の規約（案）に関する協議について

副首都推進局

- 大阪府市における一体的な行政運営の推進に関する条例については、令和3年4月1日施行
- 条例第9条第3項に基づき、成長戦略等の策定に関する事務・都市計画決定に関する事務については、大阪市から大阪府に事務委託を行い、知事が管理・執行することとしている
- 事務委託に必要な規約（案）について、本日議論し、各部局間の調整をスタート
- 今後、府市の5月議会への提出に向けて、改めて副首都推進本部（大阪府市）会議を開催し、規約（案）をとりまとめる

〈参考：条例の規定（要旨）〉

《第9条第3項》 次の事務について、大阪市から大阪府に事務委託を行い知事が管理・執行する。

(1) 大阪の成長及び発展に関する基本的な方針（広域にわたる事項に係る部分に限る。以下同じ。）として別表第4に掲げるものの策定に関する事務

（別表第4）

- ① 大阪の成長戦略
- ② 大阪の再生・成長に向けた新戦略
- ③ 万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン
- ④ ①の項から③の項までに掲げるもののほか、大阪の成長及び発展に関する基本的な方針であって、大阪市から大阪府に策定を委託する必要があるもの

(2) 都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針並びに広域的な観点からのまちづくり及び交通基盤の整備等に係る都市計画として別表第5に掲げるものの決定に関する事務

（別表第5）

- ① 都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画
- ② 都市計画法第7条第1項に規定する区域区分に関する都市計画
- ③ 都市計画法第8条第1項第4号の2に掲げる地域地区（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の規定による都市再生特別地区に限る。）に関する都市計画
- ④ 都市計画法第8条第1項第9号に掲げる地域地区（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する国際戦略港湾に係るものに限る。）に関する都市計画
- ⑤ 都市計画法第11条第1項各号に掲げる都市施設のうち次に掲げるものに関する都市計画
 - イ 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道
 - ロ 道路法第3条第2号に掲げる一般国道
 - ハ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第12条第1項第4号に規定する阪神高速道路
 - ニ 都市計画法第11条第1項第1号に掲げる都市高速鉄道
 - ホ 都市計画法第11条第1項第9号に掲げる一団地の官公庁施設
- ⑥ 都市計画法第12条の2第1項第5号に掲げる予定区域に関する都市計画

附則（事務執行に係る手続及び体制の整備等の検討等）

第9条第3項の規定を踏まえ、この条例の施行後速やかに、同項各号に掲げる事務の円滑な実施のための手続及び体制の整備その他必要な事項について検討を行い、事務の委託に向けた所定の手続を行うものとする。